

豊能町立義務教育学校水泳授業指導業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、豊能町立義務教育学校の体育科における水泳授業について、スポーツセンターシートス（以下「シートス」という。）を活用して実施することにより、効果的な水泳授業の実施及び教員の負担軽減に資することを目的とする。

2 対象校・見込予定人数

(1) 対象校

豊能町立とよの東学園（以下「東学園」という。）

現在の豊能町立東能勢中学校の場所（豊能町余野 159 番地の 2）で令和 8 年 4 月に開校予定

豊能町立とよの西学園（以下「西学園」という。）

旧豊能町立吉川中学校の場所（豊能町東ときわ台 1 丁目 3 番地の 2）で令和 8 年 4 月に開校予定

(2) 見込予定人数（令和 8 年度児童生徒数・学級数推計 令和 7 年 7 月 1 日時点）

学校名	東学園		西学園	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
1 年	10	1	59	2
2 年	10	1	57	2
3 年	13	1	59	2
4 年	10	1	67	2
5 年	16	1	63	2
6 年	20	1	72	2
7 年（中 1）	16	1	59	2
8 年（中 2）	20	1	61	2
9 年（中 3）	15	1	73	2
合計	130	9	570	18

令和 9 年度以降も同程度の人数、学級数で推移する予定

3 履行場所

シートスの屋内プール施設（温水）

4 履行期間

業務遂行について特段の支障がなく、かつ、この業務の関連予算の減額又は削除がない場合に限り、初年度を含めて5年間、指定管理事業と一貫して実施することを基本とする。

5 業務内容

（1） 概要

体育科の水泳授業を実施するため、プール施設の利用、インストラクターによる指導補助業務（以下、「水泳指導」という。）を委託する。

（2） 実施回数及び実施日

ア 水泳指導については、別表の時間割表を参考に移動時間、着替え等を含め、おおむね2授業時間を1単位として、授業間の休み時間等も含め、約120分から150分以内で実施することとし、入水時間としては、50分間から60分間を確保すること。（準備運動・整理運動を含む）

イ 水泳指導について、東学園の児童・生徒は2学年で1単位（一部は3学年で1単位）、西学園は、1学年を1単位として実施すること。東学園における学年の組み合わせは、受託者と教育委員会が協議の上決定する。

ウ 1日の単位数は、別添の時間割表を参考の上、東学園においては、午前2単位、午後1単位、西学園においては、午前3単位、午後1単位を基本として、受注者と教育委員会が協議の上決定する。午前に西学園、午後に東学園や、学年の組み合わせについても柔軟な運用に対応すること。

ただし、特別な事情がある場合は受託者と教育委員会が協議の上、午前のみ、午後のみ等の水泳指導も可能とする。

エ 水泳指導は、教育委員会と協議の上、原則として指定管理期間中の各年5月～12月（学校登校日に限る。ただし、学校行事のある日を除く。）の間において、シートスの休館日である月曜日に実施する。年間の授業時間は、1年から6年は5単位、7年（中1）から9年（中3）は7単位を原則とするが、気象警報発令時や補講が必要な場合等、授業の増減や期間の延長についても教育委員会と協議の上、対応すること。

オ 日程の変更がある場合については、事前に受託者と各学校が協議の上、日程調整を図ること。

(3) 人員配置

ア 水泳指導には社内で十分な指導経験があり、CPR（心肺蘇生法）、AED（自動体外式除細動器）の講習・訓練を受けているインストラクターを配置し、教員とともに水泳指導にあたること。1単位あたりの水泳指導には、4名のインストラクターを配置すること。ただし、東学園において、2学年を1単位とする水泳指導を実施する場合は、1単位あたり3名のインストラクターを配置すること。

イ インストラクターは、教員とのチームティーチングによりきめ細かで効果的な指導にあたること。指導内容については、小学校、中学校の学習指導要領（保健）体育編の内容を基本とし、事前に授業カリキュラムや指導内容、評価項目等に関する打合せを対象校の教員と行い、授業を効率的に進めること。

ウ プール監視員の役割は学校で配置する教員が行うが、水泳指導が円滑に行われるよう、インストラクターと学校で綿密に情報共有を行うこと。

エ 受託者は、各学校と協議の上、1単位ごとの水泳指導実施後に、指導にあたった教員名、インストラクター名、指導内容、児童・生徒の健康状況等を記載したプール日誌（仮称）を作成すること。

オ 受託者は、各学期の水泳指導が終了した後、すみやかに事業完了報告書を作成し、教育委員会へ提出すること。

(4) 児童・生徒の送迎に関する事項

ア 対象校と施設間の移動については、受託者がマイクロバス（乗車定員27名以上）を用意し、教育委員会が配置するバスと連携して行うこと。児童・生徒の乗車時、降車時は、受託者の運転手は教育委員会が配置する運転手及び教職員と連携し、安全確保に配慮すること。

特に、バスの降車時は、車内に児童・生徒の置き去りがないよう、十分に注意すること。

イ 受託者が用意したバスにおいて、送迎時に事故や怪我が発生した場合に、受託者の責任において十分な補償及び対応ができるように保険に加入すること。

6 委託料

- (1) 委託料は、プール施設管理料、インストラクター費用、バス運行費に分けて積算する。なお、委託料には、上記の費用に加え、豊能町立総合体育施設条例の規定に基づき、児童・生徒 1 人当たり 340 円、引率教員（監視員含む） 1 人当たり 670 円（いずれも税込み）の利用料を加算して支払う。
- (2) プール施設管理料は、1 日当たりの金額で積算する。
- (3) インストラクター費用については、1 人 1 単位（5.（2）に規定する授業の単位）当たりの単価で積算する。管理費等が必要な場合は別途加算する。
- (4) バス運行費については、運行に係る諸経費も含めて 1 日当たりの単価で積算する。管理費等が必要な場合は別途加算する。
- (5) 受託者は、1 日あたりのプール利用料金、インストラクター費用、バス運行費の金額を算出し、1 日当たりの単価に水泳指導を実施した日数を乗じた金額により請求するものとする。なお、支払いについては学期ごとの業務を完了後、適法な請求書及び事業完了報告書を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。
- (6) 豊能町立スポーツセンターシートス指定管理者募集要項（以下「募集要項」とする。）の「7. 指定管理者の選定」「（1）選定方針」に記載している学校水泳指導業務委託料の金額については、上記（5）に記載した積算方法に基づき別添の「水泳指導業務委託料明細書」を作成し、合計金額を様式第 6 号「シートス収支計画書」の「学校水泳指導業務委託料」の欄に記載すること。

7 その他特記事項

- (1) 受託者は水泳指導業務実施にあたり、学校教育活動の一環であることを十分理解し、文部科学省「学校環境衛生基準」等、関係法令に基づく措置を講ずること。
- (2) 水泳指導、バス運行については、安全第一を心掛け、事故防止に努めること。万が一事故が発生した場合は、学校と協力し事態の収拾を図ること。なお、以下の事案が発生した場合は、受注者が責任をもって対処すること。
 - ・水泳指導の際、受注者の重過失により事故が発生した場合
 - ・水泳指導の際、受注者が運行したバスにおいて、受注者の過失により交通事故が発生した場合

・水泳指導の際、受注者が運行したバスにおいて、児童・生徒の置き去り事故が発生した場合

(3) 本業務で知り得た児童・生徒の個人情報、学級や学校等に関する情報及び本業務時に記録した文書、写真、音声、動画等については、本業務委託の目的以外では使用せず、第三者に対して開示しないこと。ただし、教育委員会及び業務実施校の事前の許可を受けた場合はこの限りではない。

(4) 本仕様書に記載していない事項及び疑義が生じた場合、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。